

墨田区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年3月29日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第22号

墨田区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

墨田区子どもの医療費の助成に関する条例（平成5年墨田区条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「第6条の2第8項」を「第6条の3第8項」に、「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に改める。

第7条第1項中「手当」を「手当て」に改める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。